

郡山市介護サービス相談員派遣事業実施要領

平成20年3月26日制定

[保健福祉部介護保険課]

(目的)

第1条 この要領は、郡山市介護サービス相談員派遣事業実施要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(介護サービス相談員の解職事由)

第2条 要綱第2条第2号に掲げる者は次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 派遣事業を遂行するにあたり、特定の介護サービス事業者と利害関係者になるなど、公正中立な立場を保持し得なくなったとき。
- (2) 介護サービス利用者に対し、特定の介護サービス提供者を中傷し、又は特定の介護サービス提供者への誘導を行ったとき。
- (3) 要綱第9条に違反し、職務上知り得た個人の秘密を漏洩したとき。
- (4) 派遣事業に関する報告につき、故意に虚偽の報告を行ったとき。
- (5) 法令に違反するなど、職務の内外を問わず公職上の信用を失うべき行為があったとき。
- (6) 派遣事業を実施するにあたり、事務局の指揮監督に従わないとき。
- (7) 年齢75年に達した最初の3月31日。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。